# 具体的な相談事例の公表とその対処法

1	尚退のめる勧誘・営業沽動・・・・・・・・・・・・ 1
2	料金(解約)に関するトラブル・・・・・・・・・・・ 3
3	利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求など・・・・・ 4
4	データ通信料金請求・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5	海外利用の高額料金請求・・・・・・・・・・・・・・ 9
6	迷惑メール・チェーンメール・・・・・・・・・・・・11
7	ゲームサイトの高額料金請求・・・・・・・・・・・・・ 14
8	違法・有害なサイトの閲覧・・・・・・・・・・・・・ 15
9	その他注意が必要な事例・・・・・・・・・・・・・・ 18

<sup>※</sup> 相談事例については、申告者から聞き取った内容であり、事実関係について確認され たものではありません。

## 1 問題のある勧誘・営業活動

「何度も電話勧誘がかかってくる」、「サービスの説明が不十分なまま契約を 迫った」、「目的と違う理由でアポを取ってきた」等の相談が寄せられています。

#### (相談事例)

事例1:電気通信事業者の代理店と思われる会社から、電話勧誘が何度もかかってきて迷惑している。

事例2:ADSLは廃止になるので、光回線に変えなくてはいけないと言われた。

事例3:電話線工事の打ち合わせと言ってアポを取り、訪問してくると勧誘 の話ばかりしている。訪問の目的が違う。

事例4:固定電話を使用していたが、フレッツ光のほうが安いということで 契約した。実際は2年割の期間拘束があり、フレッツ光の通話料金 が割安であることから固定電話より安いということで、もともとイ ンターネットを使用しないので期間拘束がかかる点で不便になって しまった。

#### (対処法)

サービス内容が分からない場合、加入する必要があるかどうか分からない場合、勧誘が強引だと感じた場合には、その場ですぐ契約(申込み)したり、曖昧な返事をせずに、契約内容を確認し、十分に検討を行うようにしてください。

#### (1) あわてて契約しない。

電話勧誘や訪問販売によるトラブルが増えています。サービスの内容が分からない場合、その場ですぐ契約(申込み)せずに、分かるまで説明を聞いたり、書面の交付を求める等するほか、家族にも相談したりして決めるよう心掛けてください。

(2) 契約(申込み)する意思がない場合は、はっきりと拒否をする。

はっきりとしない意思表示を行うと、契約が成立したと任意に事業者が解釈 し、手続が進められるおそれもあります。契約(申込み)する意思がない場合 は、曖昧な返事をせずに、はっきりと意思表示することが重要です。

なお、電気通信サービス向上推進協議会の自主ルールに基づき、電気通信事業者及び代理店は、利用者から、電話による再勧誘を拒否された場合には、当面の間、再勧誘を行わないこととされていますので、再勧誘を希望しない場合には、その旨をしっかりと伝えることが重要です。

## 2 料金(解約)に関するトラブル

「契約を解約しようとしたら、解約料が発生することが分かった」、「携帯端末のトラブルが続くので解約しようとしたら、端末代金の残りの支払を求められた」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:携帯事業者を変更しようと手続を申し出たら、解約料がかかるという ことだった。ずいぶん前に契約したもので、自動で更新してしまうと なれば、どの月が解約月か忘れてしまう。

事例2:スマートフォンの契約時に、意図しないオプションサービスに加入させられていた。

## (対処法)

電気通信サービスの契約内容などが十分に理解されていないことから生ずるトラブルを回避するため、電気通信事業者や代理店等には、契約する前に説明することが義務付けられています。一方で、利用者においても、サービス内容、料金その他の支払が必要になる経費、契約の解除に伴う制限や違約金の有無を積極的に確認するよう心がけましょう。

## (1) 契約内容を事前によく確認する。

電気通信役務の内容・料金については、原則書面交付を行った上で説明する こととされており、契約締結時によく確認しましょう。また、提供条件の確認 等を後日行うことができるよう、交付された書面をしっかりと保存するように しましょう。

## (2) 利用目的にあった料金プランを選択する。

一定期間契約を継続することを前提にしたり、オプション加入や他のサービスや電子機器等とセットで契約したりすることによって、割引がなされる場合、途中で契約を解除すると違約金が発生することがあります。見た目の安さで判断せず、自らの利用目的に合った料金プランをよく確認した上で、選択しましょう。

## 3 利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求など

「年齢認証のボタンをクリックしただけで請求画面が表示された」、「無料の 占いサイトに登録したら同時に出会い系サイトにも登録され、退会する場合は 退会料が必要とのメールが届いた」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1: 着メロ・天気・懸賞・ニュース等、よく見る内容ではあるが使った 覚えの無いサイトから長期滞納であることの通知が届いた。「この まま放置すると身元調査を行い、損害賠償等を求める民事訴訟(民 事裁判)となる。通信記録という証拠を提出した上の裁判であるた め、誤っての登録であっても支払命令が下される。訴訟差止め、退 会処理希望の方は本日中に大至急ご連絡下さい。」と書かれている。

事例2:ある懸賞サイトにPCから応募した。その後、「当選しました。賞金をお渡しします。」というメールが届いた。さらに、「送金手続のために手数料が必要です。」というメールが送信され、怪しいと思いつつ、賞金がもらえるならと思い、お金を払い込んでしまった。

事例3:ボランティアサイトでメールをやり取りするようになり、ある日、 自分の余生は残りわずかだが、身寄りがないので遺産を受け取って 欲しい、その手数料を支払って欲しいというメールが来た。その後、 執拗に催促のメールが来る。人のためになるかと思い親身になって 話を聞いていたのに、騙された。

#### (対処法)

利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求のトラブルに遭った場合は、あわてずに以下のように対処しましょう。

また、お子様が携帯電話やパソコンを利用してトラブルに巻き込まれた場合には、保護者の方にすぐに連絡するよう、日頃からお子様に注意しておくことが重要です。

#### (1) あわてて相手先業者に連絡しない。

一番大切なことは、あわてて相手先業者に連絡しないことです。業者に連絡すると、氏名や電話番号等の新たな個人情報を知らせることになったり、 様々な理由をつけて不当な要求を突きつけられたりしますので、絶対にやめましょう。

また、請求画面にメールアドレス等を表示させて、「あなたの個人情報を取

得した」等と脅してくることがあります。パソコンや従来の携帯電話の場合は、メールアドレス等の情報だけではアクセスした人を特定することはできません。ただし、スマートフォンの場合、アプリケーションをインストールすると電話番号等を取得される可能性もあるため注意が必要です。

## (2) 身に覚えのない料金は絶対に払わない。

請求されても安易にお金を支払うことはやめましょう。

アダルトサイト等の運営業者と関わりを持ちたくない等の理由で、利用料金 や退会料等を払ってしまう方がいますが、一度でも支払うと、業者は様々な理 由をつけて更に料金請求をしてきます。執ような請求があっても決して支払わ ないでください。

## (3) 全く契約した覚えがなければ無視する。

パソコンや携帯電話に「登録完了」と表示されても、URLや年齢認証のボタンをクリックしただけでは、契約が有効に成立しているとはいえません。契約した覚えがなければ無視しましょう。

## (4) 法律用語に惑わされない。

「裁判」、「強制執行」、「債権回収」等の法律用語を持ち出してくる場合がありますが、そうした文言に惑わされることなく、落ち着いて対処しましょう。 なお、裁判所等の公的機関から通知文書等が送付された場合には、内容が分からない、請求される覚えがないことを理由に放置してしまうと、支払わなければならないことになるケースもありますので、すぐに法律の専門家など(最寄りの自治体の相談窓口で無料法律相談を開設している場合もあります。) に相談して、その通知文書等の真偽について確認しましょう。

## (5) URLやリンクをむやみにクリックしない。

架空請求メールのURLやリンクをクリックすると、あなたがそのサイトを見ていることを相手先業者に知らせることになり、さらに請求メール等が送信されてくるおそれがあるので、むやみにクリックすることはやめましょう。

また、ファイルをむやみにダウンロードすると、請求画面を表示させるプログラムやウイルスソフトがインストールされてしまうおそれがあるので、絶対にやめましょう。

## (6)怪しいアプリケーションはインストールしない。

スマートフォンにおいて、動画を再生するアプリケーションに見せかけ、 インストールするとメールアドレス、電話番号、メールアドレス等の個人情 報を取得し料金請求画面を出す不当請求・架空請求の事例が出てきています。 スマートフォンのアプリケーションをインストールする際には、電話番号、メールアドレス、位置情報等の個人情報が先方に伝わる可能性があることを認識し、アプリケーションの機能や評判、提供者などアプリケーションに関する信頼性に関する情報を入手し理解するように努めましょう。

スマートフォンのアプリケーションの利用許諾等が表示された場合、内容を理解した上で同意・利用することが重要です。アプリケーションによる利用者情報の取扱いについては、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいて説明するよう取り組むこととされており、利用者は不安な点等がある場合には、プライバシーポリシーを十分に確認するよう注意しましょう。その上で、不安が解消されない怪しいアプリケーションは利用しないようにしましょう。また、安全性が確認されているアプリケーション提供サイトなどの利用を検討しましょう。

もし、ワンクリック詐欺的アプリケーションをインストールしてしまった 場合には、慌てず端末から削除して、その後利用しないようしましょう。身 に覚えがない請求の場合、執ような請求があっても決して支払わないでくだ さい。必要な場合には、電話の受信・着信拒否機能、メールアドレス変更等 を行うなどの対策を行いましょう。請求画面については、アプリケーション を削除することで対応できるケースがあります。

(7)請求画面が表示され続ける場合には、パソコンメーカーやプロバイダに相談する。

パソコンに請求画面が表示されて消えないのは、請求画面を表示させるプログラム(コンピュータウイルス)に感染しているためです。ウイルスを駆除するためには、パソコンメーカーや契約しているプロバイダに、プログラムの削除の方法を確認してください。

また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)がホームページ上で公表している注意喚起文書の中に記載されている「システムの復元」の方法も参照してください。

(http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html)

(8) 請求が脅迫めいている場合や、常識的に考えて迷惑な時間帯に何度も執拗に連絡してくるような場合は、恐喝等の犯罪に該当する可能性があります。 最寄りの警察署に相談しましょう。

## 4 データ通信料金請求

「写真付きメールを受信したら、高額の通信料金が発生した」、「動画をダウンロードしたところ、高速通信の制限を越えた」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:高速データ通信を契約したが、使用量に上限があるとは分からなかった。特にタブレット端末はデータ量が多く、動画をダウンロードしているとすぐに上限まで行ってしまう。ある通信量を超えると速度が遅くなるのはおかしくないか。

事例2:スマートフォンの高解像度の写真付きメールを携帯で受信するとデータ通信料が非常に高くなる。定額料金を利用していないとメールのやり取りは無理だ。

#### (対処法)

電話料金は発信者側に課金される仕組みになっていますが、携帯電話でメールのやり取りをする場合には、メールを送信する側だけでなく、受信する側にも課金される仕組みになっています。また、携帯電話のパケット通信料金は、通信時間ではなく送受信するデータの量によって変わります。

パケット通信料金が高額になるのを防ぐには、次のような対処法があります。

## (1) 利用目的にあった料金プランを選択する。

携帯電話でサイトを閲覧したり、音楽サイトからファイルをダウンロードしたり、携帯電話で撮影した写真をメールで送受信することに利用する場合は、パケット通信料金が高額になることがあるため注意が必要です。とりわけ、スマートフォン経由の場合、大容量のデータ通信が行われるので、十分に注意することが必要です。そのため、

- データ量が大きい音楽ファイル、動画、ゲームソフト等をダウンロードする 場合
- 通常のパソコン向けサイトを閲覧する場合
- ・パソコン等に携帯電話を接続してインターネット接続を行う場合
- 海外でインターネット接続をする場合

には、契約時に窓口で利用目的をしっかりと伝え、パケット通信に関する説明を受けたり、携帯電話事業者のカタログやホームページで十分に確認することが必要です。

#### (2) 定額制プランを利用する。

携帯電話事業者は、パケット通信料金が一定額で収まる料金プラン(定額制プラン)を提供しています。このプランに加入することによって、高額請求のトラブルを防ぐことができます。ただし、定額制プランの対象となる範囲は、サービスにより異なりますので、窓口等で確認しましょう。

スマートフォンの場合は、パケット通信量に応じた二段階定額制プランが 提供されているケースがあります。Wi-Fi 回線での利用のみを行うことで、料 金を下限額の範囲内にとどめようとしたところ、何らかの理由で Wi-Fi 接続 が切れた場合には3G 回線接続に切り替わり、上限額の請求に至るケースが あるので注意が必要です。

スマートフォンの契約に当たっては、通信の仕組みや課金の仕組みについて、 窓口等で十分に確認することが必要です。

#### (3) 携帯電話を使う場面に気をつける。

パソコン等に携帯電話を接続してインターネットをする場合には、定額制プランの対象外となる場合があります。また、海外でインターネット接続する場合、国内契約におけるパケット通信の定額制の対象外となります。

このように、利用する場面によって定額制プランが対象外となる場合があるので、窓口等で十分に確認する必要があります。

## (4) 料金が一定額を超えた場合の通知サービス等を利用する。

携帯電話事業者では、パケット通信料金が一定額を超えた場合に、利用者に 通知するサービスや、利用が制限されるサービスを提供している場合もありま す。高額な請求になる前に利用を控えることができます。

なお、一部の携帯電話事業者では、携帯電話から接続したサイトの履歴を 確認できるサービスを提供しています。これを利用することにより、高額パケット通信料金の請求があった場合に、接続先を確認することもできます。

## 5 海外利用の高額料金請求

「海外渡航先で携帯電話を利用したところ、高額のパケット通信料金の請求を受けた」、「海外旅行中に携帯電話を盗まれ、後日、高額の利用料を請求された」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:海外で使用することを想定して、海外利用の上限額を設定し、ショップで使用方法について何回も確認したにもかかわらず、上限額を越えて請求が来た。

事例2:スマートフォンを海外で使用するために持っていったが、料金が気に なるのであまり使用しないでいた。帰国後請求額が高額だったので問 い合わせると、知らない間にアプリケーションのバージョンアップを 行っていた。

#### (対処法)

(1) 海外で携帯電話やデータ通信端末を使う場合は、事前に料金体系を確認しておきましょう。

現在、日本で販売されている第3世代(3G)携帯電話やスマートフォンは、 国際ローミングサービスによって、海外でも日本で使っているのと同じように 使うことができます。しかし、通話料は国内とは異なる料金体系が適用され、 また、国内契約におけるパケット通信の定額制が海外では適用されないため、 日本で使っているのと同じような使い方をすると、高額の通話料・パケット通 信料金が請求されてしまいます。

特にスマートフォンの場合は、自動通信による高額のパケット通信の請求が発生するおそれがあるので十分に注意してください。

さらに、国際ローミングサービスの場合、海外での国内通話であっても、国際通話の料金がかかります。

なお、一部の携帯電話事業者では、海外の携帯電話事業者と提携して、海外においてもパケット通信料金を定額で利用できるサービスを提供しています。 国際ローミングサービスや海外パケット定額サービスを利用する際は、渡航 先での利用の可否、サービス適用条件の可否、具体的に必要な手続・端末操作 等については、海外での利用に先立ち、携帯電話事業者が提供する最新の情報 に十分注意してください。

(2) 携帯電話やSIMカード(※) の盗難があったときは、速やかに携帯電話 事業者や警察に連絡する。

盗難にあった携帯電話が第三者に利用され、高額の利用料の請求がなされる

ことがありますので、携帯電話が盗まれた場合には、直ちに携帯電話事業者に 連絡し、利用停止を行うとともに、現地の警察に盗難届を出しましょう。

また、携帯電話のSIMカードは、海外では他の携帯電話に差し替えて利用できる場合があるため、SIMカードが盗まれ、第三者の不正利用による高額請求被害に遭うケースもあります。

万が一、携帯電話を紛失・盗難にあったときのために、各携帯電話事業者への連絡先を記録して、海外旅行に出かけましょう。

## ※ SIMカード (Subscriber Identity Module)

携帯電話事業者が発行する契約者情報(電話番号、加入者識別番号など)を記録した I Cカードのこと。

## 6 迷惑メール・チェーンメール

「仕事用の携帯に大量の広告メールが届くが、必要なメールが拒否されるお それがあるのでフィルタリングをかけられない」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:仕事で使用している携帯に迷惑メールが届くようになった。登録した覚えも怪しいサイトを見たわけでもないので心当たりがなく、名刺交換した人が登録したのかもしれない。送信者も送信アドレスがころころ変わるので排除できないし、全部とめてしまうと必要なメールまで受信しなくなってしまう。

事例2:サイトでの通信販売で、申し込み画面の途中で広告メール送信に同意する画面があったようだ。商品の申し込みをしている間に広告メールも同意したことになり、一回の同意で多種多様な広告メールに同意したことになっていた。日に何通も迷惑メールが来るようになり、削除は一件づつ行う必要があり、何通の申し込みをしたのか分からないのでいくつ削除する必要があるのか分からない。削除し続けているが一向にメールが減らない。

#### (対処法)

迷惑メールは、利用者側でも受信しないよう対策を講じることができます。 利用者が講じることができる対策としては、以下のようなものが考えられます。 す。

- (1) 指定したドメインやアドレスからのメールのみを受信するように設定する。 迷惑メールを送信する業者は、パソコンから大量にメールを送信するのが通 例です。携帯電話でメールを利用している場合は、パソコン発の迷惑メールを ブロックするため、携帯電話事業者のドメイン(メールアドレスの@マークよ り後ろの部分、例 info@〇〇〇.co.jp の下線部分)から送信されるメールのみ 受信する等の「ドメイン指定受信機能」を活用するのが、有効な対策となりま す。
- (2) 自動振り分け(メールフィルタリング)サービスを利用する。 プロバイダでは、迷惑メールと思われるメールを自動的に振り分けたり、件 名に迷惑メールの印をつける等の「メールフィルタリングサービス」を提供し ているところがあります。パソコンでメールを受信している場合は、そういっ たサービスを利用することが有効です。メールフィルタリングサービスは、基

本的に利用する側が設定してはじめて有効となるようになっています。契約しているプロバイダの提供するサービスを確認して、自分で設定を行うことが大切です。

(3) メールアドレスを安易に公表しない。不用意に同意しない。

自分のメールアドレスをホームページ上に掲載したり、無料サイト等で不用意に同意して自分のメールアドレスを登録する等により、必要以上に他人に知らせると、迷惑メール送信業者のリストに登録され、迷惑メールを受信する可能性が高まりますので気をつけましょう。

メールアドレス等の個人に関する情報を、みだりに他人に知らせないことが、トラブルを避けるための第一歩と考えてください。

(4) 推測されにくいアドレスを使う。

迷惑メール送信者は、機械処理でランダムにアドレスを推定して無差別にメールを送信する手法を用いる場合があります。できるだけ、名前、電話番号、生年月日等簡単に推測される可能性のあるメールアドレスを使うことは避け、推測されにくいメールアドレスを使用しましょう。

(5) 怪しい電子メールは開封しない、記載されたURLをクリックしない。 心当たりのないメールを開いてしまうと、ウィルス感染や望まない広告・ 画像などが表示されるおそれがあります。開かずにそのまま削除しましょう。 ファイルが添付されている場合もありますが、添付ファイルを開封するとウィルスソフトがインストールされてしまうおそれがあるので、絶対に開いて はいけません。

また、怪しいメールに記載されているURLをクリックしないようにしましょう。記載されたサイトへのアクセスは、料金請求などのトラブルのきっかけになります。

- (6) 個人情報の入力を求められても安易に入力しない。
  - 迷惑メールの中には、有名企業を装って偽サイトへ誘導し、IDやパスワードを入力させてだまし盗る「フィッシング詐欺」のようなものもあります。 個人情報を要求するあやしいメールを受け取った場合は、安易に個人情報を入力しないことが大切です。
- (7) 迷惑メールを受信したら、情報提供してください。

迷惑メール相談センター(一般財団法人日本データ通信協会)や各携帯電話事業者では、送信されてきた迷惑メールについて、情報提供を受け付けていますので、そちらへ情報提供してください。

また、誰かに転送を促すチェーンメールを受け取った場合、転送せずに削

除し、後は気にしないようにしましょう。 チェーンメールは、転送しなくて も何も起こりません。もし、どうしても不安になり、無視できないときには、 次のサイトにチェーンメール転送用アドレスが書かれていますので、そちら に転送してください。(迷惑メール相談センター「チェーンメールの転送先」 http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html)

## (相談先等)

迷惑メール相談センター(日本データ通信協会): http://www.dekyo.or.jp/soudan/ 03-5974-0068

情報提供用プラグインソフトウェア(総務省): http://plugin.antispam.go.jp/

## (情報提供先)

迷惑メール相談センター: (迷惑メール用) meiwaku@dekyo.or.jp (チェーンメール用) sun@dekyo.or.jp 等

NTTドコモ: imode-meiwaku@nttdocomo.co.jp

a u (KDDI): au-meiwaku@kddi.com

ソフトバンクモバイル: a@b.c 又は、stop@meiwaku.softbankmobile.co.jp

イー・モバイル:stop@meiwaku.emobile.jp ウィルコム:meiwaku@willcom-inc.com

## 7 ゲームサイトの高額料金請求

「長時間利用して高額のパケット通信料金の請求を受けた」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:未成年者の兄弟が親のカードを利用してゲームをしていた。登録が未成年であれば利用額の上限があるが、親名義で登録してしまうと、その上限がなくなり、請求が高額になった。

#### (対処法)

携帯電話でゲームサイトに接続して遊ぶ場合には、サイトに接続するためのパケット通信料金(携帯電話事業者への支払)がかかります。また、ゲームサイトの利用には、パケット通信料金とは別に、ゲームサイトのコンテンツ利用料金(ゲームサイト運営者への支払)がかかります。なお、ゲームサイト内で特別なアイテムを購入する場合には、アイテムの購入代金がかかります。

(1) ゲーム自体は無料でも、通信料がかかることを理解する。

ゲーム自体は無料でも、ゲームをするための通信にかかるパケット通信料金 が発生するため、パケット定額制サービスに加入していない場合は、高額なパケット通信料金が発生することになります。

このため、携帯電話でゲームサイト等を利用する場合には、パケット定額サービスへの加入をお勧めします。

(2) 現実世界もゲームの世界も、買物をすれば料金がかかることを理解する。 ゲーム自体は無料でも、ゲーム内の自分の分身を飾るアイテムや、ゲームを 有利に進めるための特別なアイテムは有料の場合もあります。しかもアイテム によっては一点 5,000 円するものもあります。

ゲームサイトによっては、アイテムを購入する場合に、暗証番号の入力が省略されており、いくつものアイテムを購入してしまい、結果として数万円の請求になってしまうことがあります。このため、携帯電話のゲームサイトで遊ぶ場合には、利用規約をしっかりと確認することが必要です。

## 8 違法・有害なサイトの閲覧

「知名度の高いキャラクターを名乗り誘導する」、「アプリケーションを利用させる」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:ゆるきゃらなどの一般的なキャラクターについて調べていたところ、 知らないうちに悪質なサイトに誘導されていて、画像などの料金を請求された。有名ではあるが詳しくは知らないキャラクターだったので、これが本物とは違うとは分からなかった。

事例2:無料アプリケーションをダウンロードして、サイトを閲覧していたら 料金請求画面になり、高額な金額を請求された。

## (対処法)

(1) フィルタリングサービスに加入する。

携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスに加入すれば、違法・有害なサイトを閲覧できないようになります。

「フィルタリング」とは、インターネット上の出会い系サイト、アダルトサイト等の青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。

この機能は、青少年が違法・有害なサイトを見ることができないようにする ばかりでなく、悪質、違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラ ブル(不当な高額請求、迷惑メールの受信、悪質な個人情報の取得等)からの 回避効果もあるため、子供たちを、インターネットを通じたトラブルから保護 する有効な手段でもあります。

近年利用者の数が増加しているスマートフォンに関してもフィルタリングサービスが利用可能です。従来のフィルタリングでは対応が難しかったスマートフォン特有の無線LANやアプリケーションを通したインターネット接続についても、各電気通信事業者の提供する専用のアプリケーションやブラウザを使用することでフィルタリングをかけることが可能になってきました。

夏休みを迎え、子供たちの自由時間が多くなります。インターネットを通 じたトラブルからお子様を守るためにも、まだフィルタリングサービスに加 入をしていない場合は、是非加入してください。(フィルタリングサービス は携帯電話事業者が無料で提供しています。)

(2) フィルタリングサービスの加入状況を確認する。

保護者の方がフィルタリングサービスを申し込まれていても、子供が保護者の了解を得ずに、フィルタリング設定を解除しているケースもあるようです。

再度加入の有無を確認されることをお勧めします。

## (違法・有害情報相談センター)

http://www.ihaho.jp/

## (携帯電話事業者のフィルタリングサービスに関するサイト)

NTTドコモ http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/access\_limit/ KDDI http://www.au.kddi.com/anshin\_access/index.html ソフトバンクモバイル http://www.softbank.jp/mobile/service/web\_safety/ イー・モバイル http://emobile.jp/service/webfiltering.html

## (無線LANやアプリケーションに対応したフィルタリングの提供状況)

ウィルコム http://www.willcom-inc.com/ja/service/filtering/index.html

事業者名	サービス名	サービス概要
KDDI	安心アクセス for	①ウェブフィルタリング機能
	Android ™	無線 LAN 等経由を含む不適切なウェブページへのアク
	(平成 24 年 11 月 1 日~)	セスを制限
		②アプリケーションフィルタリング機能
		アプリケーションの起動制限機能を学齢に応じて段階別
		に提供(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)
ソフトバン	スマホ安心サービス	<u>①ウェブフィルタリング機能</u>
クモバイル	(平成25年2月1日~)	無線 LAN 等経由を含む不適切なウェブページへのアク
		セスを制限
		②アプリケーションフィルタリング機能
		アプリケーションの起動制限機能を学齢に応じて段階別
		に提供(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)
NTT ドコモ	あんしんモード(機能拡張)	①ウェブフィルタリング機能
	(平成25年3月7日~)	無線 LAN 等経由を含む不適切なウェブページへのアク
		セスを制限(NTT ドコモが提供する無線 LAN 以外につ
		いては同年8月28日より対応)
		②アプリケーションフィルタリング機能
		アプリケーションの起動制限機能を学齢に応じて段階別
		に提供(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)
	スマートフォン for ジ	①ウェブフィルタリング機能
	ュニア	sp モードフィルタにより不適切なウェブページへのア
	SH-05E	クセスを制限。無線 LAN には接続不可
	(平成 25 年 2 月 1 日~)	②ジュニアスマホ向けdメニューの提供
		小中学生向けに安全性の高いアプリケーションのみを提
		供

## (参考)

平成21年4月の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の施行に伴い、保護者の方が不要と申し出ない限り、携帯電話の契約が「①携帯電話の契約が18歳未満の未成年者名義の場合、②携

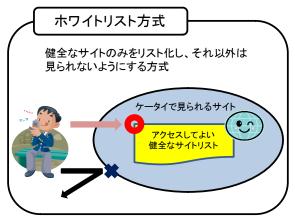
帯電話の契約が親権者等の成人名義でも利用者が18歳未満の場合」には、フィルタリングサービスの加入が義務付けられています。

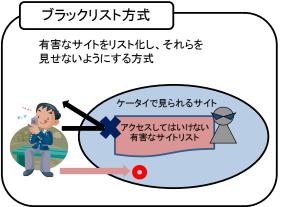
フィルタリングの方式としては、①ホワイトリスト方式、②ブラックリスト方式、③時間制限等があり、子供の成長に合わせた適切な方式を選択することできます。

①ホワイトリスト方式: 健全なサイトのみをリスト化し、そのリストに載ったサイトしか見られないようにする方式

②ブラックリスト方式: 有害なサイトをリスト化し、そのリストに載ったサイトを見せないよう にする方式

③時間制限 :インターネットにアクセスする時間帯を制限することができるサービス





## 9 その他注意が必要な事例

「大学生の息子が携帯電話の名義貸しアルバイトでトラブルになった」、「懸 賞金当選詐欺にだまされてしまった」等の相談が寄せられています。

## (相談事例)

事例1:東京で学生をしている息子が、簡単にできるアルバイトをインターネットで検索して「携帯電話の契約で1万円」というアルバイトに申し込んだ。指定された代理店で携帯電話を契約するよう指示され、携帯電話を合計4台契約した。アルバイト先の人間に携帯電話を渡し、アルバイト代を受け取った。携帯電話を契約して3ヶ月後に高額の携帯電話料金の請求があり、困ってこちらに連絡してきた。どう対処したらよいか。

## (対処法)

気軽なアルバイトのつもりで、携帯電話を契約して他人に渡しても、その料金や携帯電話端末の代金などは契約者に請求されます。

このように契約された携帯電話は、いわゆる「振り込め詐欺」などの犯罪に 利用される可能性があります。

また、契約した携帯電話を携帯電話事業者に無断で譲渡した場合には、携帯 音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利 用の防止に関する法律(携帯電話不正利用防止法)の罰則の対象になることが あります。

気軽なアルバイトほど落とし穴があります。このようなアルバイトには決して応募しないようにしましょう。

#### (相談事例)

事例2:携帯電話からいくつかの懸賞サイトに登録していたところ、登録した覚えのないサイトから「1000万円の懸賞金が当選しました。24時間以内に連絡がないと権利は次の人に渡ります。」というメールが届いた。懸賞金を受け取るために、メールを送信したら、手続のメールを見るためにポイントを購入しなければならなかった。ついつい続きのメールを読むためにポイントを購入してしまい、いつの間にか40万円を振り込んでしまった。どうしたらよいか。

## (対処法)

不当請求・架空請求の項で解説したとおり、身に覚えのないサイトからのメールであれば、無視しましょう。

また、「懸賞金が当選した。手続に手数料が必要。」というメールが届いて も、絶対にお金は支払わないようにしましょう。懸賞金の受取のためと言って、 個人情報、銀行口座、クレジットカードの番号などの情報を聞いてきても、決 して教えてはいけません。

最近では、「現金を差し上げます。」といって、通帳の額面と印鑑の写真を メールに添付して信用させて、さらに、「お金を送金するための手数料がかか るので、それを先に送金してください。」というメールを送信してお金を振り 込ませるなど、業者も手口が巧妙になってきています。そういう詐欺的要素が 高いメールを受け取っても安易に信用せず、落ち着いて対処しましょう。

## (相談事例)

事例3:SNSサイト経由で、芸能人のマネージャーと名乗る人から突然「芸能人の悩みを聞いて欲しい」とメールがあり、指示に従い、登録は別のサイトから行った。マネージャーと芸能人と称するメールが頻繁に届くようになり、やり取りについてポイント決済が必要だが、費用は後で弁済すると記載されている。怖くなってきたが、退会するにも、決済が必要だが、残債があるので退会できないような事も書いてある。

#### (対処法)

業者に雇われた「サクラ」が芸能人や芸能人のマネージャー等をかたり、「悩みを聞いてほしい」などと言葉巧みに誘い、メール交換をするためのポイントを購入させる、詐欺的なメール送信が増えていますので十分注意しましょう。

おかしいと思った場合は、お金を支払わないようしましょう。また、後で弁済される等との内容を信じて、高額のポイント購入を行わないようにしましょう。また、不当請求を受ける可能性もあるので、メールそのものを受信することのないよう、受信拒否やメールアドレスを変更することも有効です。